

国際生物多様性年国内委員会の設立等について (事務局案)

1. 概要

国際生物多様性年に対応する国内委員会について、国連総会決議により各国における設立が要請されている。

こうした点を踏まえ、「国際生物多様性年国内委員会」を設立し、生物多様性に対する社会の認識を高めるとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に資する活動の実施及び促進を行うこととする。

(1) 国際生物多様性年国内委員会の構成組織

- ①地球生きもの委員会（*）：意思決定組織
- ②プロジェクトチーム：必要に応じ記念事業ごとに設立する実施組織
- ③地球生きものサポーター：協賛、協力団体等
- ④事務局：国内委員会組織の運営、関係者の連絡調整等

* 地球生きもの委員会の下に幹事会を設け、個別の事項等に関し事務的な検討を行う。

(2) 国内委員会の活動

- ①記念行事の開催及び各種記念活動の実施支援、促進
- ②生物多様性に関連する理解、連携等の促進

2. その他

国内委員会の設立は平成 22 年 1 月 25 日を予定。また、国際年以降も国内の生物多様性に関する普及広報実施組織としての存続を検討するものとする。